

第3回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年4月24日(水)午後3時02分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 25名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 川島 三夫	18番 川名 康夫	19番 鶴岡 公一
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
24番 渡邊 喜一	25番 長谷川 重義	26番 藤井 幸光
27番 榎本 雅司		

5 欠席委員 2名

14番 板倉 保	23番 鈴木 弥須雄
----------	------------

6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長	森副参事	鈴木主幹
---------	------	------

◎開 会

平成25年4月24日午後3時02分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中25名でございます。よって、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、板倉委員、23番、鈴木弥須雄委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 次に、議事録署名人の指名をいたします。

日程第1、議事録署名人の指名を行います。

5番、柳井進委員、6番、渡邊久芝委員を指名いたします。

◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

次に、議案第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小藤田光男君） 議案第1号について説明させていただきます。議案書1ページをお開きください。専決処分の承認でございます。

提案理由でございますが、平成25年4月1日付、市の人事異動に伴い袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものであります。

次の2ページをお開きください。専決処分書でございますが、ごらんのとおり退職者、佐久間章主幹にかわりまして、転入者、森博副参事となっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 本件は人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議がないようですので、議案第1号 専決処分の承認について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

ここで新任の森博さんより一言お願いいたします。

○事務局（森 博君） 佐久間主幹の後任といたしまして異動してまいりました森と申します。よろしくお願いたします。（拍手）

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、共同作業している農地に近く、野菜苗の出荷に便利であることから、債務整理のための申し出を受け、当該土地を取得したいとのことです。

場所は、神納字辻です。

現地を確認いたしましたところ、耕うんされておりました。

会議資料1ページをごらんください。木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書です。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、狭小で耕作に向かない土地とのことで、木更津市農業委員会に確認しております。

農機具等については、田植機、トラクター、コンバイン、農用車を所有しており、乾燥等は委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で240日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、農薬の使用方法是地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 説明いたします。現地は平成通り沿いの土地で、〇〇〇〇より800メートルぐらい広域農道方向に位置する場所で、19日に〇〇、〇〇両人に立ち会いのもと、特に問題はなく、今後は野菜をつくるということでした。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 確認だけ。ここの土地、1種農地か2種農地か、それだけ教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 農業振興区域内の農用地になっております。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。耕作上便利なためと書いてあります。この人はこの近辺に耕作地を持っていらっしゃるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。神納、若干飯富寄りのほうになるところですけれども、市内在住の方と共同作業で耕作している土地があるとのこと。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。それは面積どのくらいですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） そちらの面積までは確認しておりません。申しわけありません。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○18番（川名康夫君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第2号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は先ほどの議案第2号の1と同じく、共同作業している農地に近く野菜苗の出荷に便利であることから、債務整理のための申し出を受け、当該土地を取得したいとのことです。

場所は、神納字辻です。

現地を確認いたしましたところ耕うんされておりました。

会議資料3ページをごらんください。木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書です。

農地法3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。木更津市農業委員会に確認しております。

農機具等については、田植機、トラクター、農用車を所有しており、刈り取り、乾燥等は委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で630日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、農薬の使用方法は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 先ほどと同じ説明なのですが、重複しますけれども、現地はやはり平成通り沿いの土地ですね。〇〇〇から約70メートルぐらい広域農道方向に位置する場所で、先ほど申したとおり19日に両人立ち会いのもと特に問題はなく、今後は野菜をつくるということでした。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。これ平成通りに隣接しているということでしょうか。それで、平成通りというのは市道ですか、県道ですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 市道です。

○18番（川名康夫君） 市道ですか。これいずれ県道になる予定はありますか。

○事務局（鈴木良宏君） 存じ上げません。その辺はわかりません。

○18番（川名康夫君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方ございますか。いませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、住宅から近く道路に接しており耕作に便利であることから、当該土地を取得して農業経営の拡大をしたいとのことです。

場所は、神納字柳田中です。

現地を確認いたしましたところ、耕うんされておりました。

会議資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具等については、問題ありません。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日です。

下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、これまでどおり水稻を作付し、地域の水利調整に参加し取り決めに遵守するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終了しましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 現地は袖ヶ浦高校グラウンドがあります東側であり、それと平成通りの中間地点であります。12日に本人立ち会い、この田んぼはいわゆる耕作放棄地で、15年間耕作放棄地であったのですが、ことしより作付をするとのことでした。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第2号の4についてご説明申し上げます。

本件は、下泉在住の方が、同一世帯内での贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況等につきましては、議案資料に添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

して、既に1,000人から〇〇〇をされたようでございます。そういった中でこの〇〇さんは東京にも〇〇がございまして、東京の〇〇の方々、あるいは縁類の方々等を招待して、毎年〇〇〇〇学校という農園を経営しております。そして、これは袖ヶ浦市の広報にも掲載をさせていただいておりますけれども、自然体験学習という要綱で、田植えから稲刈り、あるいは芋掘り等、農作業に体験学校を開いておる方でございます。既に年間約600人の方が田植えから稲刈り、そして年間40イベントを催して農業に都会の方々を体験させるということに非常に熱心な〇〇さんでございます。よって、この方は農地がまだ少ないということで、たまたまこの提案がお話し合いがつきまして、農業委員会が許可していただければ農地をさらにふやしたい。そして、そういった自然体験をさせていきたいということで、農業に関心のあり、また遊休農地を耕して耕作をして遊休農地をなくすことにも役立てたいという非常に熱心家でありました。先般4月22日、現地にて説明を受け、る説明をいただきましたけれども、今事務局から説明ございましたように何ら問題ないと思います。よって、皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 大変わかりやすい説明が終了いたしました。

これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号の5について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の2については関連がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の2について一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 事務局の森です。議案第3号の1及び3号の2についてご説明申し上げます。

本件は、市内において学童保育を営む法人が、申請地を売買によって取得し、学童保育運動広場に転用したいとする案件でございます。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇保育所の隣接地で、平成16年に学童保育施設が建設され、その学童保育の児童の運動場用地として利用するものであります。農地区分と

いたしましては、山林に囲まれており生産性が低いと見込まれる農地であることから、第2種農地と判断されます。隣接する〇〇〇〇保育園を増築した際に発生した土砂をもって埋め立て、運動場用地を整備しようとするものであり、汚水は発生せず、雨水については、申請地内に浸透管等を布設して場外への流出を抑える計画となっており問題ないものと思われまます。そのほか特に懸案とされる問題はないものと思われまます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めまます。

25番、長谷川委員。

○25番（長谷川重義君） 25番、長谷川でございます。これは別々にやったほうがよろしいでしょうか。今説明で一括だったのですが、一括でいいでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 一括で結構です。

○25番（長谷川重義君） 議案第3号の1の1、2の1、2の2、一緒に説明をさせていただきます。

4月16日午後1時半に申請人の代理の方と、また隣接する〇〇保育園の園長立ち会いのもとで現地を確認をいたしました。現地は田んぼ3筆ということになっております。〇〇保育園や学童保育施設側から南西方向にありまして、谷津田で周囲は木が生えたりしながら高い土手になっていると。手前の保育園側、手前の2筆は保育園が借りて、時には園児の芋掘りぐらいはさせていたというようなことで、草等は生えていない状態になっていました。一番奥のほうは荒れていて、田んぼということですが、耕作は困難だなというふうに使われまして、しかも、地権者等の話ですと長く耕作はしていないというような状況だと聞いております。事務局からの説明のあったとおり、面積は3筆で1,331平米、学童保育施設の運動場用地として活用するというところでございます。排水については、周囲にU字溝等回しながら、保育園の排水系に接続するというところでございました。そのほか特に懸念されるような問題はないものと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願いまします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 27番、榎本です。これ学童保育施設の運動場用地、これ地図の、学童保育施設はどの辺にありますか。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。学童保育の建物はこの位置図ではあらわされてはいないのですけれども、申請地として許可の土地の形を書いてある、なかなか難しい形なのですけれども、その申請地の、この図面でいきますと右上あたりに子供たちがいらっしやる学童保育の施設がございまます。その反対側あたりに〇〇〇〇保育園の建物がございまます。

○27番（榎本雅司君） わかりました。

- 18番（川名康夫君） 18番、川名です。学童はどのくらいいらっしゃる。
- 議長（中川喜一郎君） どうぞ。
- 事務局（森 博君） 在園児童数98人と伺っております。
- 18番（川名康夫君） この面積は98人に対して妥当な面積なのでしょうか。
- 議長（中川喜一郎君） 事務局。
- 事務局（森 博君） この面積が妥当な面積かまでの確認はいたしておりませんが、○○○
○保育園、また学童保育の運動広場として利用されるということで伺っております。
- 18番（川名康夫君） これ位置図だけではなく、600分の1か何かの資料も出していただけないでしょうかね。
- 議長（中川喜一郎君） 事務局。
- 事務局（鈴木良宏君） 位置図等ですけれども、また今後検討させていただきまして、どのような図面がいいかというのを事務局のほうでも検討してみますので、済みません。よろしく申し上げます。
- 18番（川名康夫君） わかりました。
- 3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。今の川名委員の意見は大変貴重な意見だと思いますし、重要だと思います。本件については、可決することなく、次回の案件として取り上げたほうがよろしいと思います。
- 事務局（森 博君） 済みません。今回の学童保育のこの施設の位置という話ではなくて、全体的話ということでよろしいのでしょうか。
- 3番（高浦芳一君） この今の案件について。
- 事務局（森 博君） 今の案件の位置図についてということでしょうか。
- 3番（高浦芳一君） 不明なまま、確認がとれないまま採決するのは、やっぱりいけないことだと思うのです。各委員の方が納得して意思表示をすべきだと思いますので、私自身も川名委員の言うように内容が十分理解できませんので、私個人的にも賛否を問われても賛成という意思表示はできないのですよね。ですから、要は説明資料が欠けているというふうに私は感じます。
- 事務局（森 博君） 済みません。ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、先ほどご質問いただいた件で、この施設に対しての運動広場の面積がこれで妥当かどうかという話もいただきました。その問いに対する答えが十分ではないというご指摘をいただいているものなのか。それともこの位置図では判断ができないので、もう少し判断に足り得る資料をつけるべきではないかというご意見なのか。ちょっと確認させていただきたいのですが。
- 3番（高浦芳一君） 後者です。
- 議長（中川喜一郎君） もう一遍事務局。
- 事務局（森 博君） 済みません。今お示ししてある位置図では十分な判断に足りる資料となり得ないということで、添付資料、申請者から出していただいた資料で400分の1の現況平面図が私の今

手元にございます。こちらをお示しすることによって、その判断材料と足り得るかどうか見ていただいてご審議いただくということによろしいでしょうか。

○3番（高浦芳一君） はい。

○事務局（森 博君） では少しお時間をいただきまして、この資料を用意させていただきます。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。今ちょっと聞いていますと、やはり地図とかこういう文章だとわかりにくいというのは当然ありますよね。今デジカメがあるので、それで撮ったらどうなのですか。デジカメで撮ったものをプロジェクターで映して、これですというのをやれば皆さん納得するのではないのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） 委員さんのご提案に対しまして、委員さんの総意でそうすべきだということになれば、当然事務局としては対応の方向で、機材等がありますけれども、という形になると思います。皆さんの意見。

○8番（積田雅美君） 皆さんデジカメは、持っている人と持っていない人もいるかもしれませんが、パソコンでやれば、どのタイプでもみんな吸い込めるでしょう。それだけ持ってきていただいて、事務局と事前に打ち合わせして、これとこれとこの写真を投影してくださいというような形でやるのは簡単ではないですか。説明するのに。

○議長（中川喜一郎君） 関連のこと。デジカメのこと。

○3番（高浦芳一君） 高浦です。今積田委員さんが希望としてお話ししたのは、委員に対してではないですね、事務局が現場を調査確認に行ったときに撮ってきて、委員の方々にご説明したほうがよろしいのではないのでしょうかということなのですね。私、大賛成です。ぜひとも事務局として、委員の同意があるからやる、やらないのではなくて、やっぱりより委員の方々に理解してもらうためにはどうしたらいいかということをお考えいただいて、ぜひとも次回からでもそのようにしていただければありがたいと私思います。

○議長（中川喜一郎君） この件で局長何かあれば。

○事務局長（小藤田光男君） 事務局当然現地調査行っております。そのときに今言った部分のデジカメでの現況の写真というのは、現状では撮っておりません。現場に行つて確認というか、目で確認というか、その状態で議案として提案させてもらっております。そこだと皆様方は当然というか、地元委員以外の方は現場を見ていない状態で、この図面だけの話になってしまうという部分で、今ご提案があったということで、現場で見ますので撮ります。それを提示という形で進めていきたいと思いません。話が2度3度になってしまつて申しわけありませんが、それで進めていきたいと思いません。

○27番（榎本雅司君） 今多分皆さんの言っているのは、これ転用関係なのですよ、3条でなくて。5条とかそういう農地からほかのものに転用するというふうに、過去、過去にはもうちょっと資料がつ

いていたのですよ。ところが、今これ位置図だけでやっているからわからないと言っているのですよ、正直言って。4条、5条、要するに農地から他のものに変更するときは、事務局にはいろんな書類が出ていると思うのです。全部つけろとは言いません。私が当初19年に委員になったころは、開発の関係はかなり資料出ていたのですよ。逆に多過ぎるぐらい出ていて、それが逆に農地法以外の議論になるということか何か知らないですけども、それが割愛されてきて、私途中で抜けたのだけれども、また出てきたら今度位置図だけになってしまっているのですよ。これは私、事務局にもうちょっとつけたらということは言ったのですけれども、やはり4条、5条については、農地ということの、これを外すか外さないかの問題と、あと近隣農地のこともありますから、やはりその点はもうちょっと各委員がわかりやすい資料を、全部つけろとは言わないけれども、そういうものは若干はつけたほうが良いとは思いますが。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今の件、関連ありますので、次からのことで、今榎本さんの言われたように全部改めるのではなくて、その辺のところ説明していただければ。

○事務局長（小藤田光男君） 総会において委員の皆様方にご審議をいただくわけですから、当然資料としてはベストのものをつくらなければいけないというふうに思います。思いますというか、きょうのも含めましてベストでないというふうにご指摘をいただきましたというか、わかりやすい資料を用意していただきたいというご意見をいただきましたので、私ども対応していきたいとしたいと思います。

以上です。

〔資料配付〕

○議長（中川喜一郎君） 書類を配付していますが、いろいろ出ました。事務局のほう次回からもっと皆様にわかりやすいように努力していただきますので、今まで出た件でこの辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、ほかにあります。どうぞ。

○18番（川名康夫君） これ市街化調整区域ですか。都市計画課何か意見出ていますか。

○事務局（鈴木良宏君） 都市計画法の関係については出ておりません。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○18番（川名康夫君） はい。

○議長（中川喜一郎君） いろいろ出ましたが、この辺で質疑を打ち切り、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第3号の1ないし議案第3号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） ご説明いたします。

議案第3号の3について、本件は蔵波台1丁目に在住の個人が、奈良輪在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件です。

総会資料の12ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、おおむね500メートル以内に医療施設及び介護施設が存在し、袖ヶ浦駅から約380メートルであることから、第3種農地であります。

土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

排水については、道路占用許可の申請がなされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後、雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。宅地に転用することに支障はないものと思われま

す。なお、当該地につきましては、位置図で示します左右の土地について既に宅地に転用され住宅が建っております。今回の計画、建物の配置としましては、右側の宅地側に寄せての建築が予定されております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。農地法5条の申請で、今申し上げたとおり総会資料の12ページが現地の申請地。譲り渡し人は、奈良輪〇〇の〇〇〇さん、譲り受け人は、蔵波台1丁目〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんです。現地にて4月18日の14時に土地家屋調査士の、〇〇〇〇氏の説明を受けました。現地は先ほど申し上げたとおり内房線の直近で奈良輪中田〇〇〇〇の部分、1反を3区画に区切った中のちょうど真ん中です。〇〇さんは現在住んでいるアパートが手狭になったため新築したいということで、一応2階建てで74平米ぐらい。電気、水道は決まっていますが、オール電化にするかどうか。そういう問題があるそうで、ガスはまだ未定ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の4についてご説明申し上げます。

本件は、市内の農業生産法人が、申請地を三箇在住の方から売買により取得し、農作業場建築用地に転用したいとする案件です。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地につきましては、農業振興区域内農用地でありましたが、平成24年6月に田から農業用施設用地とする用途区分の変更がなされております。

土地の所在、権利関係は議案のとおりでございます。

申請の内容ですが、譲り受け人は、田16.6ヘクタール、畑3.3ヘクタールで、水稲とレタス栽培を行っており、既存の農機具置き場と農作業場では手狭であり作業効率が悪い状況にあること、また、増築する建築スペースもないため、申請地に野菜集出荷場、もみ乾燥、もみすり作業場をそれぞれ1棟ずつ建設したいというものでございます。

建築位置としては、前面道路から少し離して、若干フラワーライン側に寄せての建築が予定されております。

他法令の関係では、都市計画法の規定による開発行為の証明書交付申請がなされております。

また、排水については、汚水の使用はなく、雨水は地先排水路に放流する予定であります。周辺農地所有者に対しては、今回の計画について説明し了解が得られており、特に懸念される問題はないものと思われまます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番の渡邊と申します。4月21日ですけれども、代理人の〇〇さんと現地を確認したところ、現地は田んぼでございます。農機具とか耕作面積は、今事務局から言われたとおりでございます。市内でも特に多くの田を周辺の委託を受けて耕作をしております。場所は、野里の〇〇〇〇〇〇脇の農道を永地に向かって1キロぐらいのところの交差点の隣の田んぼでございます。また、広域農道より300メートルぐらい下った交差点の隣の田んぼです。私は〇〇さんと株式会社〇〇さんの作業場を見せていただき、大型機械等が所狭しと入っており、手狭で作業効率が非常に悪く、私は、この現状を見て農作業場が必要と思いました。

皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、これは圃場整備事業をしたところだと思っただけけれども、これは何年前ぐらいに圃場整備したかどうかわかりますか。というのは、判断基準として、農業の公共投資8年以内は許可をしないほうがいいと書いてあるところがあったので、それで確認したいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 大変申しわけありません。こちらの場所の土地改良事業実施の時期については、事務局のほうでは把握しておりません。申しわけございません。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員、よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

それから、良好な営農条件を備えている農地、これもそれに該当するようなあれなのですけれども、こういうものは転用は避けるべきというふうに私は理解しているのですけれども、これはどうですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、今の件。

○事務局（森 博君） 今回の計画は、農業用施設用地、農業用施設を建築する用地ということで、第1種農地の転用の例外に当たると、転用することができるものに当たるというふうに考えてございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員、よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。これ農作業の面積、上限があったのですかね、農作業場の面積。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 確認をさせていただきます。

○議長（中川喜一郎君） 川名さんよろしいですか。もうちょっと待ちます。よろしいですか。わかりました。

ただいまの件の質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑を打ち切ります。

議案第3号の4について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 平成25年度第1次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成25年度第1次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が4件で1万8,848平方メートルとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）7ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は14.24アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は26.30アール、〇〇〇さんですが、申請面積は98.35アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は49.59アールとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。報告第1号についてご報告いたします。

議案8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会事務局処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理をしましたので報告いたします。なお、期間は平成25年3月1日から25年3月31日までです。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありましたら。局長どうぞ。

○事務局長（小藤田光男君） 先月の総会時におきまして違反転用の状況をご質問いただきました。これについてご回答申し上げます。

文書による勧告、指導につきましては、勧告で25件、指導で11件であります。このうち原状回復では、勧告したものが5件、指導したものが6件、計11件であります。是正に至らないものについては、再度連絡をとる、または文書により通知をするとともに、農業事務所と打ち合わせをし指導しておるところであります。

以上が問われた質問だと思いますが、ほかにごございましたでしょうか。確認させていただきます。

○議長（中川喜一郎君） 前回質問された御園さん。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。今報告ご苦労さまでございます。この違反件数に対する改善が幾つかなされてきておりますけれども、その勧告したことによって何年ぐらいの期間の中で改善されてきたものなのか。例えばこの勧告25件のうち5件が改善されたということなのですが、これは勧告したのが何年ごろで改善されたのが何年かかったのか。そこら辺はわかりませんか。何年かけて改善されたのか。

○事務局長（小藤田光男君） 数字としてデータは事務局でございます。持ってきていないのは大変申しわけないと思っておりますけれども。是正されるというのは、年数の話はできないのですけれども、早い時期に是正されております。指導して動かなければ勧告という形になるのですけれども、是正される方と申しますか、是正しなければいけないという思いでやってくれる方は、年数的には、長い、短いというのは一言で言えませんけれども、長い時間ではなくて対応しております。というは是正されております。何年というのは今手元にございませんでお話しできませんけれども。ただ、逆に長い時間対応できていないというのは、当然残っている件数と申しますか、ございます。我々も一生懸命やらなければいけない部分がありますけれども、なかなか先に進まないというのが現実であります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 御園さんどうぞ。

○21番（御園 豊君） この勧告された中に、農地でございますから、農地に復元できる現況状況であれば、地主もそれに応じる可能性はあると思っておりますが、その農地に既にべったりくまなくコンクリを打ってしまって住宅を建ててしまって使っていると。もうどう見ても回りの擁壁も打って宅地として、どこから見ても宅地に見える場所があるわけですが、そういった場合は、これは県の農地課立ち会いでその指導に入るものなのか。袖ヶ浦だけの部署でそれを勧告、さらに指導するというものになっているものなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） 指導、勧告というのは文書で行う部分でございまして、それとともに県のほうに、まず、農業事務所のほうに報告いたします。その先、私ども事務局は文書で送るという部分で、その行ったという行為を県に報告します。県のほうがこういうふうにご指導しなさい、現場を見ましようということになれば一緒に行くという形で。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。どうぞ。

○21番（御園 豊君） 最終的には県の指導だということなのですが、やっぱり先般もお話ししましたけれども、我々地元の現場の農業委員といたしましては、そこら辺をよく監視し、そして事務局に報告し、違反使用については、最終的に勧告をしていただいているわけなのですが、中には先ほど話しましたが、私の知っているところ、上泉地先になりますが、完全にコンクリを打ってしまっておりまして。ポストも設置し宅地として使っている場所があるわけなのですが、そういったようなことを見ますと、それに近い方々に我々が農地に復元したらどうですか、していただきたいというお話を職務上したときに、あそこの土地を見てみなさいと。あれはどうなっているのだと必ず返す方が出、やられるわけなのですが、そういったときには我々現場としても説明のつかない現況があるわけです。そこら辺はやはり事務局としても県と再度ひとつ現地に行って、それらの適正な指導、処置をしていただければ、我々現場農業委員としてはさらに活動のやりいい方向になるかと思っておりますので、ひとつ要望として今後お願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

最初に、研修委員会終わりました、ただいままで長時間やってきました。この会27名、新人が20名、2期、3期やられている方を合わせて27名がおられるわけですが、きょうの熱心な質疑のように、1期生は1期生なり、2期、3期の質問、また発展的なご意見をよろしく願います。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時05分 閉会